

令和2年琴浦町区長会

期日 令和2年2月13日(木) 午後7時～8時30分

会場 分庁舎多目的ホール

日 程

- 1 開会
- 2 町長あいさつ
- 3 来賓あいさつ
- 4 町及び町社会福祉協議会からのお願いとお知らせ事項
- 5 質疑応答
- 6 その他
- 7 閉会

琴 浦 町

琴浦町民憲章

わたくしたちは、^{ことうちょう}琴浦町の^{ちょうみん}町民であることに^{ほこ}誇りを持ち、
^す住みよい町を^{まち}築くため、^{きず}この^{けんしょう}憲章を^{さだ}定めます。

- 一、^{しぜん}自然と^{かんきょう}環境を^{たいせつ}大切に^{する}まち
^{うみ}海や^{やま}山に^{かんしゃ}感謝をし、^{うつく}美しいまちをつくりましょう。
- 一、^{れきし}歴史と^{ぶんか}文化の^{かお}薫るまち
^{とも}共に^{まな}学び、^{みが}磨きあい、^{ぶんか}文化の^{かお}薫り^{たか}高いまちをつくりましょう。
- 一、^{げんき}元気な^{こえ}声が^{ひびく}まち
^{しんしん}心身ともに^{すこ}健やかで、^{あか}明るいまちをつくりましょう。
- 一、^{じんけん}人権が^{そんちょう}尊重されるまち
^{やさ}優しい^{こころ}心が^{かよ}通い合う、^あ希望に^{きぼう}満ちたまちをつくりましょう。
- 一、^{みらい}未来を^{ひらく}産業の^{さんぎょう}まち
^{はたら}働くことを^{よろこ}喜び、^{そうい}創意を生かし、^い活力ある^{かつりよく}まちをつくりましょう。

琴浦町のシンボル



■町の花「サクラ」 琴浦町内には船上山万本桜公園をはじめ一円にサクラの名所が広がっています。その種類も豊富で、ソメイヨシノ、シダレ桜、ヤエ桜と、長い期間にわたって開花を楽しむことができます。町内随所を花見の名所として観光資源活用し、町の振興に役立てます。



■町の木「ブナ」 名勝船上山から大山滝にかけて樹林を形成するブナは西日本最大級の樹齢を育み、落葉広葉樹として生命力も強くその景観も悠然としています。また「山は海の恋人」と言われるよう森林を守る保水力などすばらしいものがあり自然豊かな琴浦町を象徴するにふさわしい樹木です。



■町の魚「アゴ（飛魚）」 琴浦町の夏を告げる魚として知られ、水揚げ量も多い町の代表的な魚です。加工品も特産品としても親しまれ、地産地消、土産物として利用が多く、宣伝効果も期待されます。また、海面を飛ぶ雄姿は、飛躍を目指す琴浦町のイメージに重なります。



■町の鳥「カワセミ」 澄んだ川に生息していることから「美しい川のシンボル」とされており、大山や船上山から日本海をつなぐ琴浦町内の河川に生息するカワセミは、豊かで美しい琴浦町の自然環境を表現するのに最もふさわしいことなどから町民による選定選挙において選定されました。

町 三 役 の 紹 介

町 長 小 松 弘 明

副町長 山 口 秀 樹

教育長 田 中 清 治

各 課 ・ 室 ・ 局 長 の 紹 介

所 属	職 名	氏 名
総務課	課 長	山田 明
出納室	室 長	林原 祐二
税務課	課 長	大田 晃弘
企画情報課	課 長	桑本 真由美
すこやか健康課	課 長	藤原 静香
子育て応援課	課 長	財賀 和枝
福祉あんしん課	課 長	渡邊 文世
商工観光課	課 長	米村 学
農林水産課	課 長	山根 伸一
建設環境課	課 長	高力 信宏
農業委員会事務局	局 長	山根 伸一（兼務）
教育総務課	課 長	長尾 敏正
社会教育課	課 長	村上 千美
生涯学習センター	管理室長	藤本 広美
人権・同和教育課	課 長	小椋 和幸
議会事務局	局 長	太田 道彦

～ 自主防災組織を結成しましょう！ ～

○災害時の救助の実態（H7年 1月17日 阪神・淡路大震災）

・災害の時は誰に助けられたのか？

助けた人	割合	区分
自力・家族	約67%	自助
友人・隣人など	約31%	共助
救助隊	約2%	公助

一般的には、自助：共助：公助 = 7：2：1といわれています。

- 自分の身は自分で守る、災害の時は隣近所の助け合いが大切！
- 大災害になると、交通の遮断、火災の同時多発等により、消防署などの公的機関だけでは人命救助は十分に行えない！



自主防災組織を結成し、住民が協力して地域の防災力を高めることが重要です！！

※（社）日本火災学会：「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」のデータを加工

○自主防災組織とは

「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づいて自主的に結成する組織のこと。

地域住民が連携し、防災活動を効率的・組織的に行うことで、災害による被害の予防や軽減を目的とします。

平常時では防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、避難誘導、避難所運営などの活動を行います。

「自分の命は自分で守る。自分たちの町は自分たちで守る」



自主防災組織の活動に対する支援

○琴浦町自主防災組織防災資機材整備事業補助金

《概要》

- ・ 自主防災組織が行う防災資機材の整備に要する経費の補助をする。
- ・ 補助率は 1/2、補助限度額は5万円
- ・ 1 組織3ヵ年度に1回

《防災資機材の具体例》

- ・ 消 火 用・・・消防用ホース、消火器、その他放水用用具
- ・ 安全装備用・・・ヘルメット、防火衣等
- ・ 救出救助用・・・ジャッキ、担架、リヤカー、チェーンソー等
- ・ 情報伝達用・・・メガホン、トランシーバー等
- ・ 活 動 用・・・腕章、活動服、ベスト等

※軽可搬ポンプの修繕も補助対象とします。

令和2年区長会 町からのお願いとお知らせ

※赤色の項目については、説明を行います。

【総務課】

問合せ先 電話 52-2111（代表） 52-1700（消防・防災係）
52-1704（総合窓口係）

1 自主防災組織を結成しましょう

大災害発生時には、避難や救助などで隣近所の助け合いが必要となります。地域の防災力を高めるためにも、自主防災組織の結成を検討ください。

町では、自主防災組織づくりを積極的に推進するため、結成の相談、必要な備品等の助成制度を設けています。

自主防災組織の結成に関する手続き、内容説明につきましては、消防・防災係にお気軽にご相談ください。

2 消防団員の募集について

消防団は、地域の安心安全を担う重要な組織であり、今後も地域の防災力向上のためには欠かすことのできない組織です。

近年、消防団員の確保が非常に困難になっており、団員の高齢化も進んでいる状況です。消防団運営のためにも団員募集の際には、各部落のご協力をいただきますようお願いいたします。

3 防災士の育成について

町では、地域防災リーダーを中心とした共助の取組みを推進するため、防災士の資格取得のための研修斡旋、費用助成をしています。

これまで、町内で49名の防災士を育成し、令和2年度は、25名の育成を予定しています。

研修の日程等が決まりましたら、区長または自主防災組織代表者にお知らせしますので、ご協力お願いします。

4 琴浦町防災訓練について

総合防災訓練 11月実施予定

※訓練日時、訓練内容などの詳細については、決定次第、訓練地区の区長に、お知らせいたします。

5 行方不明事案について

行方不明事案が発生した場合は、早期発見に繋げるため、なるべく早い段階（明るいうちに）で琴浦大山警察署へ相談等をお願いします。

連絡先 琴浦大山警察署 電話 49-8110

6 火災予防について

火災は、火の元から目を離したわずかな時間で発生します。火の取り扱いには十分気をつけて火災予防にご協力ください。

火災発生時には、大きな声で周囲に火災を知らせて消火活動を行ってください。

また、部落では消火栓、ホース等の定期点検と用水路の水の確保をお願いします。

平成18年にすべての住宅に火災警報器の設置が義務化され、10年以上がたちます。電池の寿命は10年といわれていますので、電池の点検・交換をお願いします。

7 救急救命・応急手当の講習について

琴浦消防署では、救急救命・応急手当講習の受付を随時行っています。

各部落の行事で住民の方々が集まれる時などに、ぜひ開催していただきますようお願いいたします。

申込先 琴浦消防署 電話 52-3346

8 行政懇談会（住民説明会）の開催について

町行政や施策等に関するご意見、ご提言又は町の事業等で詳しく説明を受けたいなど、ご要望のテーマに応じて行政懇談会(住民説明会)を開催します。部落や団体で開催希望がありましたらご連絡ください。

9 広報ことうら等区長配布物の年間配布予定

役場からの広報物を毎月区長宅へお届けします。配布日程は次のとおりです。

2020年2月	27日(木)	7月	29日(水)	12月	25日(金)
3月	27日(金)	8月	28日(金)	2021年1月	29日(金)
4月	28日(火)	9月	28日(月)	2月	26日(金)
5月	29日(金)	10月	29日(木)	3月	29日(月)
6月	26日(金)	11月	27日(金)		

※毎月末日の2日前（閉庁日繰上げ）に配布します。

※配布部数の変更が生じた場合は、総務課（52-2111）にご連絡ください。

※12月末の配布物は、旧区長へ配布を予定していますのでご了承ください。

10 部落要望について

部落要望書を提出する際の受付先は、総務課になります。なお、要望箇所を把握できるように位置図及び写真を可能な限り添付していただき、内容等を詳しく記載していただきますようお願いいたします。

11 地縁による団体の認可申請手続きについて

地縁による団体（部落）に対し、法人格を付与することにより、団体の保有する不動産等について部落名義での登記等を可能にします。認可申請手続き等のご相談ください。

12 交通安全旗の掲揚について

琴浦町では交通安全基本条例を制定し、各家庭での交通安全旗の掲揚を推進しています。

毎月1日、15日の「交通安全参加日」と「各期交通安全運動期間中」は、部落放送などで「交通安全旗」の掲揚を呼びかけていただき、地域の交通安全意識の高揚にご協力ください。

13 コミュニティ助成事業について

地域活動団体(部落・団体等)へコミュニティ活動に直接必要な設備等の購入費を助成することにより、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする補助金です。

令和3年度事業実施分の事業申請は、9月～10月上旬に募集を行う予定ですので、それまでに部落内での協議、見積書・カタログ等の準備しておかれるとスムーズに申請手続きを行うことができますので、ご検討ください。

なお、過去10年以内に同種事業について補助を受けた団体は申請することができませんので、ご承知下さい。

※助成対象の例

- (1) 祭り用備品(太鼓、法被等)、公民館備品(エアコン、テレビ、調理用機器等)除雪機、草刈機等。ただし、駐車場、トイレ、電球のみの整備等は対象外。
- (2) 部落公民館の建設又は大規模修繕。ただし、土地取得費、造成費、既存施設の解体費は対象外。
- (3) 発電機、ヘルメット、リアカー、軽可搬ポンプ、テント等

14 令和2年度に予定している部落に対する支援制度について

- (1) 部落自治振興費交付金
部落自治活動の振興や広報配布などの行政事務に対する交付金です。
令和2年度より、高齢者福祉分として敬老会の開催等に要した費用も含めて

交付します。

- ① 交付時期は、6月を予定しています。5月には区長宛に交付金の申請に必要な書類を郵送します。
- ② 平成28年度より、以下に該当する場合に追加交付金を設けています。
 - ・認可地縁団体の設立 など※女性役員が4割以上 令和2年度より廃止します。

(2) 消防・防災に係る補助金

自主防災組織の結成を呼びかけ、結成に対する補助金等を交付していましたが、令和2年度からは下記のとおり補助金を一本化します。

○自主防災資機材整備補助金

ホース等の資機材整備 補助率 1/2 (上限5万円)

※1組織3ヵ年度に1回

軽可搬ポンプの修繕は、対象ですが、購入は対象外となります。

大規模な災害が発生した場合、地域住民が協力して、助け合うことが大切です。未だ自主防災組織を結成していない自治会は、再度、結成をご検討ください。

(3) コミュニティ施設バリアフリー化支援事業補助金

部落公民館のトイレの洋式化、スロープ設置などバリアフリー化するための改修工事に対する補助金です。

補助率 1/2 上限額 50万円

町内事業者による工事実施が必要。各部落で1回のみ利用可能。

※当補助金は2019(平成31)年度で終了します。

15 火葬場の予約について

町営斎場の利用を次のとおり行っていますので周知をお願いいたします。

火入れから収骨までの時間は約1時間30分です。

火葬場の予約先(本庁舎のみで受付をいたします。)

総務課総合窓口係 TEL 52-2111、52-1704

- ・火葬の日時
- ・火入れ時刻(10分前までにご来場ください。)
8:40 9:50 12:00 14:30 15:30
- ・休場日 1月1日

※冬期間(12月~2月頃)は、急な積雪がある場合がありますので、できる限り第2火入れ時刻以降の予約をお願いします。

16 火葬（埋葬）許可申請の留意事項について

- ・許可申請先（本庁舎・分庁舎とも受付をいたします。（ただし、4月から分庁舎では、夜間・土日祝日は受付ができません。）
- ・夜間、祝日、休日は、本庁舎の宿直の窓口で手続きしてください。
- ・死亡届を代理の方が持参される場合でも届出人欄は、必ず同居の家族等の署名・印鑑をお願いします。

部落の方が代理で申請される場合は、親族の方と相談の上、あらかじめ次のことについて確認していただくと、スムーズに手続きを行う事ができますので、よろしくをお願いします。

- ① 出棺日時（火入れより30分前とする。）
- ② 告別式の日時、場所
- ③ 喪主の氏名
- ④ 祭壇借用の有無
- ⑤ 弔電・生花の要・不要
- ⑥ 新聞・町報のおくやみ欄・日本海新聞のホームページの掲載の可否
- ⑦ 新聞社への届出人の連絡先の報告の可否
- ⑧ 世帯の主な仕事の状況

<持参して頂くもの>

- ・火葬料 ※現在、料金の見直しを検討しています。
町民の方：8,000円
町外の方：中部圏域 12,000円 中部圏域外 40,000円
- ・届出人（死亡者の同居の家族等）の印鑑
- ・死亡届（死亡診断書、届出人の記入のあるもの）提出の前には、コピーをお願いします。
- ※ 国民年金・葬祭費等の手続き及び国民健康保険証（加入者の方）、後期高齢者医療被保険者証（対象者のみ）、国保高齢受給者証、介護保険被保険者証（対象者のみ）の返納は後日ご来庁ください。（許可証と一緒に必要な手続きを記載したものをお渡しします。）

17 消費生活出前講座の実施について

町民のみなさんに架空請求や悪徳商法など消費者問題に関心を持っていただき、被害を未然に防止するため、専門相談員を講師とした出前講座を行っています。敬老会や婦人会、趣味の団体など、町内の団体が対象です。費用は無料ですので、お集まりの機会がありましたら総務課総合窓口係へお申し込みください。

時間：1時間程度（平日の午前9時から午後5時頃まで対応可能）

申し込み期限：実施日の1ヶ月前まで

18 本人通知制度の登録の推奨について

本人通知制度に、事前登録をしていただくと交付の事実を通知することができますのでご利用ください。

19 個人番号カード（プラスチック製：ICチップ付き）取得の推奨について

個人番号カードは、公的な本人確認はもとより、2021年3月から、健康保険証利用、2012年度から教員免許状、2023年度中には介護保険の被保険者証と一本化になる予定です。早めの取得をお願いします。

個人番号カードの取得については、以下の4つの方法があります。

- ① 写真を申請書に貼って郵送で申請する方法
- ② 自分で写真を取り、パソコン・スマホで申請する方法
- ③ 役場窓口で申請する方法
- ④ 企業・団体・部落で申請する方法（役場職員が出向きます。）

詳細については、総務課総合窓口係まで問合せください。

※マイナンバーは一生使うものです。個人番号カード（プラスチック製）または通知カード（紙製）は、無くさないよう大切に保管ください。

20 住民票等のコンビニ交付サービスの利用について

町民の皆さんの利便性を図るため、平成28年4月1日から個人番号カード（顔写真入・利用者用電子証明付）を使用して、住民票・戸籍謄本・戸籍の附票・印鑑証明書・所得証明等を県内はもとより全国各地のコンビニエンスストアに設置してあるマルチコピー機で、夜間・休日関係なく6時30分から23時までいつでも取得でき、発行手数料も窓口より50円安く取得できますのでご利用ください（年末・年始は除く）。

窓口では、申請書の記入・本人確認等ありますが、コンビニエンスストアでは、店内のマルチコピー機にカードをかざして操作していただくだけです。コンビニエンスストアの店員を介さず証明書の取得ができます。印鑑証明書の取得については、印鑑登録証も必要ありません。

なお、コンビニ交付サービスを利用するためには、利用者用電子証明書付の個人番号カードが必要です。

21 宿直業務の本庁舎一本化について

4月から宿直業務を本庁舎に一本化します。

分庁舎の夜間等は機械警備による管理を予定しています。

これに伴い、4月以降は分庁舎での夜間・休日受付内容が変更となります。

詳細につきましては、町報等でお知らせします。

【税務課】

問合せ先 電話 52-1702（評価係、課税係）

52-1712（徴収係）

52-1701（地籍調査係）

1 確定申告会場について

次のとおり確定申告を受けます。

	期 間	会 場
前期	R2. 2. 17(月)～R2. 2. 26(水)	赤碓会場（分庁舎：多目的ホール）
後期	R2. 2. 28(金)～R2. 3. 16(月)	東伯会場（本庁舎：保健センター）

※R2. 2. 27（木）は会場移動のため、申告受付を行いません。

2 e-Tax 利用促進

これまで、ご自宅で確定申告（e-Tax）を行う場合、インターネットに繋がったパソコンが必要でしたが、スマートフォンでの申告が可能になりました。

申告できる所得は給与、年金、その他雑、一時所得のみと限られますが、所得控除は全て申告できるため、医療費や住宅ローン控除など申告会場に行かなくても簡単に申告することが出来ます。申告会場は大変混み合いますので、是非ご利用ください。

申告する際はマイナンバーカードが必要になりますが、お持ちでない場合やマイナンバーカード対応のスマートフォンではない場合、倉吉税務署で e-Tax 用 ID・パスワードを取得すれば申告が可能です。

e-Tax 用 ID・パスワードを希望される方は、必要書類を倉吉税務署へご持参のうえ、申請してください。

【必要書類】

- ① 運転免許証、マイナンバーカードなど本人確認書類（全ての方が必要）
- ② 「利用者識別番号」の分かる書類（既に取得されている方のみ）

3 町税等の減免制度について

町民の皆さまの生活の安定と向上に資するための制度で、町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下「町税等」という。）が対象になります。

制度の適用を受けるための該当要件は次のとおりです。

なお、町税等の滞納がある場合は、対象になりません。

また、減免制度のほか、一時的な徴収猶予及び延滞金の減免などの制度がありますので詳しくは税務課（課税係）にお問い合わせください。

- （1）おおむね6ヶ月以上、所在が不明などの場合
- （2）主として生計を立てている人の死亡又は長期の病気及び失業などの理由によ

- り著しく生活に困っている場合
(3) 震災、風水害及び火災などにより著しい損害を受けた場合

4 地籍調査について

調査により地籍図や地籍簿を整備・管理し、町民の皆さまの財産及び公共の財産の保全を図ります。

- (1) 2020（令和2）年度の地籍調査について（一筆地調査）

調査地区 琴浦町大字大杉・福永・野田の各一部 1.28 K m²
大杉・福永・野田集落周辺の山林部

- (2) 地籍調査推進委員の選出について

地籍調査の実施にあたり、地籍調査推進委員を調査区域近隣の集落（大杉・福永・野田）より選出をお願いします。

調査を円滑に進めるために調査区域の地理など土地事情に詳しい方の選出にご協力ください。

【企画政策課】

問合せ先 電話 52-1708（企画調整係、地方創生推進室、営繕係）

1 町の光ケーブルを利用した部落放送機の使用等について

（1）部落放送機の概要

各家庭の防災行政無線戸別受信機を通じて自治会放送を行うことができます。

- ・放送機を部落の公民館に設置。（希望制：部落負担なし）
- ・即時放送及び予約放送可能。
- ・防災行政無線戸別受信機が有線で接続されている場合に使用可能。

TCCに未加入のご家庭の場合は、ケーブルテレビ用の引込工事が必要となることがあります。（費用は50,000円）

※操作の詳細については設置時に操作説明及び、マニュアルを配置しています。

（2）放送の時間について

部落放送を行う際、他の放送時間と重ならないよう、以下の時間の前後5分間は録音及び放送を行わないようお願いします。

時報	午前7時、午前11時30分、午後5時
行政放送	午前6時20分、午後7時45分
地区別放送	午後7時47分
農協放送	午前6時40分、午後0時40分

（3）放送機の不具合について

部落放送を流すことが出来ない、または、放送機から「ビービー」と大きな音が出る場合は、次のことを試していただければ復旧することがあります。

【コンセントの差し替え】

無停電電源装置の「電源バックアップ+雷ガードコンセント」側に接続されているコンセントを「雷ガードコンセント」側に差替える。（差込口が足りない場合は電気コードタップを準備していただき、差込口を増やして対応をお願いします。）



(4) 移設、修繕について

部落放送機の移設または修繕が必要な場合の費用について、令和3年度から下記のとおり部落負担をいただく予定としています。

	現在	令和3年度から
移設工事	負担なし	全額部落負担
修繕工事	負担なし	一部部落負担

※一部負担額については現在検討中です。

移設または修繕が必要な場合は町の委託業者が工事を施工しますので、企画政策課までご連絡をお願いします。

【すこやか健康課】

問合せ先 電話 52-1716 (高齢福祉係)
52-1707 (保険係)
52-1705 (健康推進係)
52-1525 (地域包括支援センター)

1 介護保険出前講座について

広く町民の方に介護保険制度についての理解を深めていただくとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制するため、介護予防の重要性を啓発する目的で、部落・各種団体を対象に開催するものです。希望の部落は下記までご連絡ください。

【連絡先】 高齢福祉係 電話：52-1716

2 介護ボランティア事業について

介護予防を目的とした介護ボランティア事業は、町内介護施設や高齢者の自宅で、誰にでも出来る簡単なボランティア活動(話し相手、お茶だし、ごみだし)を実施することにより、実施時間に応じてポイントを貯め、集まったポイント数に応じて「ことうら商品券」と交換する制度です。一人でも多くの方の登録をお待ちしています。

【連絡先】 高齢福祉係 電話：52-1716

3 琴浦町認知症高齢者等SOS見守りネットワーク事業について

行方不明の可能性のある認知症高齢者等が地域の支援を得て早期に発見できるよう、関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全と家族への支援を図る事業です。

あんしんトリピーメールの登録を行った関係協力機関や部落、一般町民に対し、事前に申請された認知症高齢者等の行方不明案件が発生した際にメールにより情報提供を行い、早期発見・保護に繋げるものです。行方不明等の恐れのある高齢者が部落内にいらっしゃる場合は、下記の連絡先にご連絡ください。

【連絡先】 地域包括支援センター 電話：52-1525

4 介護予防サークル活動支援事業について

閉じこもりを解消し、高齢者を支えあう地域づくりのため、要援護高齢者を含めた高齢者が身近な地域で参加できるサークル活動(趣味・文化・体育活動)について、活動費をお支払いします。

該当の団体がありましたら、下記へお知らせください。

《対象サークルの条件》

- (1) 40歳以上の町民で構成し、かつ、65歳以上の者が5人以上活動すること
- (2) メンバーに要援護高齢者(ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の方、要介護・要

- 支援認定を受けている方、閉じこもり傾向の方)を含むこと
- (3) 年間を通じて継続的に(おおむね週1回・月4回以上)活動すること
 - (4) 内容は囲碁、手芸、グランドゴルフや体操、地域貢献活動等の介護予防や生きがいにつながる活動とする
 - (5) 他から助成を受けていないこと

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

5 わくわく琴浦体操の普及啓発について

誰でもどこでも短時間で楽しく覚えやすい内容で取り組むことができる介護予防効果のある体操を普及します。

町内在住の65名の体操普及指導員が、各地域で運動の輪を広げ、健康づくりのお手伝いをします。

各部落でご希望の場合は、下記までご連絡ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

6 高齢者の交流拠点の整備(認知症カフェ・地域カフェ)

琴の浦高等特別支援学校が運営する『ことカフェ』と連携し、地域住民の交流や高齢者の孤独解消等を目的に、グループホームはなみで認知症カフェを定例開催しています。

また、地域住民が主体となり、誰もが自由に参加し、お茶を飲みながら楽しく交流や相談ができる地域カフェも開催されています。

その他の地域でも地域カフェの立ち上げ支援を行いますので、カフェを立ち上げたい地域は、ご連絡ご相談ください。

【連絡先】地域包括支援センター 電話52-1525

7 健康づくり推進員の役割について

地域に密着した健康づくりを推進し、健康で明るく笑顔あふれる町づくりを目指して、各部落に健康づくり推進員の設置をお願いしています。

健康づくり推進員には、各種検診の受診券・予防接種券の配付や検診受診の声かけ、部落での健康教室開催の協力及び研修会等に参加いただき、地域の健康づくりの推進を図る役割を担っていただいています。今年1回目の健康づくり推進委員会は今年25日(火)14時からまなびタウンとうはくで開催予定です。

健康づくり推進員の活動について、ご理解とご協力をお願いいたします。

8 各種検診の実施について

生活習慣病予防・がんの早期発見を目的に各種検診を実施します。

受診に必要な受診券等の配付については、世帯単位でまとめた上で、4月末の区長文書で配付します。お手数ではありますが、区長から健康づくり推進員への連絡

についてご協力をお願いします。

また、5月末には歯周疾患検診受診券の世帯配付を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

9 予防接種助成券の配付について

区長を通じて健康づくり推進員に、高齢者対象の予防接種助成券の配付をお願いします。

- ① 5月末：高齢者肺炎球菌予防接種助成券
(対象者：65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳)
- ② 9月末：高齢者インフルエンザ予防接種助成券 (対象者：65歳以上)

10 健康教室未実施部落での教室開催について

がんをはじめとする生活習慣病予防等、健康づくりを目的に部落の要望に応じて健康教室を実施しています。

特に過去5年間（平成27年～令和元年度）健康教室を開催されていない部落は取り組みをお願いします。

11 部落公民館の受動喫煙防止対策に関する実態調査について

受動喫煙防止に関する健康増進法の一部を改正する法律が公布され、行政機関の庁舎、学校、病院等の施設は、令和元年7月より「敷地内禁煙」となりました。飲食店・宿泊施設、集会所等の施設においては、法律が全面施行される令和2年4月から「原則屋内禁煙」と定められています。

つきましては、部落公民館の受動喫煙防止対策の実態を把握し、今後の啓発・支援等に役立てるため、実態調査を行いますので、2月末までにご提出をお願いします。調査結果は、次回の区長会で報告させていただく予定です。

12 国民健康保険の手続きについて

春になると就職・退職等の異動が多くなります。国民健康保険（以下、「国保」）へ加入している人が他の健康保険へ加入されたときは、国保脱退の手続きが必要になります（国保は自動的に脱退しませんのでご注意ください）。

退職して勤め先の健康保険を脱退したときは、速やかに新たな健康保険への加入手続きをしてください。この場合、国保へ加入する以外に任意継続して勤め先の健康保険に引き続き加入することが可能です（退職から20日以内に手続きが必要）。また、お勤めしている家族がいれば、その被扶養者になることができる場合もあります。

13 ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（先発医薬品の特許期間が切れた後に同じ成分で作られた後発医薬品）は、成分や安全性は先発医薬品と同等ですが、開発費用がかからない分安価になります。ジェネリック医薬品に切り替えると薬代の自己負担分と健康保険負担分が両方安くなり、増え続ける医療費の削減に効果があります。

どの薬がジェネリック医薬品に変えられるか、まずは薬をもらう窓口でご相談ください。

【子育て応援課】

問合せ先 電話 52-1709（こども未来係・母子保健係）
27-1333（子育て世代包括支援センターすくすく）

1 子育て相談窓口 子育て世代包括支援センター「すくすく」について

妊娠、出産、子育てなど子どもに関するあらゆる相談の窓口として、子育て世代包括支援センター「すくすく」を設置しています。児童虐待の相談や通告も受け付けます。

お気軽にご相談ください。

【連絡先】 子育て世代包括支援センター「すくすく」 電話：27-1333

2 幼児教育・保育無償化について

令和元年10月から幼児教育・保育無償化が始まり、3歳以上の保育料が無償化されました。

また、0歳から2歳児については、第2子以降の保育料を町独自で無償化しています。

【福祉あんしん課】

問合せ先 電話 52-1706（障がい福祉係）

52-1715、1706（生活支援係、福祉事務所）

1 町福祉事務所について

日常生活での経済的不安や困りごとについて住民の方から相談がある場合は、お近くの民生委員または下記連絡先へお問い合わせください。

【連絡先】生活支援係（福祉事務所）電話：52-1715

2 生活困窮者自立相談支援事業について

働きたいがどうしたらいいかわからない、生活に困っているなど、生活全般にわたる困りごとの相談窓口を設置しています。一人ひとりの状況に合わせた支援計画を作成し、専門の支援員が寄り添いながら解決に向けた支援を行います。

【連絡先】生活支援係 電話：52-1715

3 あいサポート運動の普及啓発について

障がいのある方々に対する理解を深めていただくため、鳥取県ではあいサポート運動を推進しています。

各部落、職場等への出前講座も行っていますので、ご希望の場合は下記にお問い合わせください。

【連絡先】障がい福祉係 電話：52-1706

4 赤十字活動資金募集の協力及び赤十字防災セミナーについて

(1) 5月は日本赤十字運動月間です。5月（4月末配布予定）の区長文書で、活動資金募集の協力依頼文書を配布いたします。

活動資金は全額日本赤十字社に送金し、この活動資金をもとに、国内外にわたる災害救護活動、血液事業、医療事業、講習会等の活動が行われます。

本町においても、赤十字奉仕団がひとり暮らし高齢者の慰問や交流会の開催など地域に密着した活動を行っています。

活動資金の取りまとめは下記のとおりです。

【納入期限】 2020年5月29日（金）

【納入場所】 福祉あんしん課または分庁舎総合窓口係

(2) 赤十字鳥取県支部では自治会を対象とした防災セミナーを行っています。ご希望の場合はお問い合わせください。【新規】

【連絡先】生活支援係 電話：52-1706

【商工観光課】

問合せ先 電話 52-1713（商工係、観光係、移住定住係）

1 移住定住促進の事業紹介について～空き家ナビ（空き家情報登録制度）

琴浦町内の空き家情報を登録、ホームページ（空き家ナビ）で物件情報を公開し、空き家の買い手・借り手を探し、移住と空き家の活用を促進する制度です。

なお、空き家の売買・賃貸借等に関する交渉・契約については、物件所有者と利用希望者間で行っていただくため、空き家の登録・交渉・契約を不動産業者がサポートする仲介制度を設けています。

この制度を利用して町外の方が当該空き家に転入された場合、地域活動への参加の支援として、受入部落に3万円を交付します。

部落内に居住可能な空き家がありましたら、所有者様に空き家ナビへの登録を呼び掛けていただくようお願いいたします。

2 2020年 国勢調査の実施について

国勢調査は、国の最も基本的で重要な統計調査として、5年ごとに実施をしております。今年が調査の年にあたり、令和2年10月1日を調査期日としています。

全世帯が対象となるため、多くの方に調査員としてご協力していただく必要があります。5月頃から調査員の選任を予定していますが、ご相談の際にはご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

【農林水産課】

問合せ先 電話 55-7802（農林水産振興係）

55-7803（農村整備係）

1 「緑の募金」家庭募金の協力について

春期募金期間は3月25日～5月31日です。家庭募金への協力をお願いします。
また、お寄せいただいた募金の一部は各地区で行われる緑化活動に対し、交付金として交付しています。希望される場合は、3月下旬に募金活動協力依頼と同封します緑化活動計画書を5月31日までに農林水産課へご提出ください。

2 アユの投網禁止について

加勢蛇川と勝田川では、アユの繁殖保護のため6月1日から同月30日まで、漁業法によりアユの投網採捕が禁止されます。看板による周知を行うほか、詳細については町報および行政放送でお知らせします。ご理解とご協力をお願いします。

<禁止区域>

加勢蛇川（琴浦町大字野井倉 266 地先えん堤から下流の区域）

勝田川（琴浦町大字佐崎 154-1 地先佐崎橋から下流の区域）

3 台風24号により被災した農地・農業用施設等の復旧について

台風24号により被害を受けた農地及び農業用施設について、順次復旧を終えてきているところですが、一部の被災箇所において、工事の不落札等により復旧が遅れている状況です。未復旧箇所の受益関係者等へ営農計画の見直しや復旧予定等の説明を個別に連絡しております。

引き続き早期復旧に努めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

【建設環境課】

問合せ先 電話 55-0111 (分庁総合窓口係)
55-7808 (環境衛生係)
55-7804 (地域整備室)
55-7805 (住宅係)
55-7806 (上下水道室・上水道関係)
55-7807 (上下水道室・下水道関係)

1 環境に配慮したまちづくりの推進について

(1) ごみの減量化にご協力ください。

持続可能なまちづくりのため、ごみの減量化に取り組んでいます。生ごみ等は十分に水切りをしていただき、また、紙類、布類、ペットボトル、トレーなどは再生資源として、ごみの減量化にご協力ください。

(2) 令和2年度ごみ収集日程表の配布について

地区・部落ごとに作成したごみ収集日程表を、町報3月号と一緒に配布します。

(3) ごみ収集場所の管理について

朝8時までにごみ収集場所に出してください。スプレー缶の廃棄については、必ず使いきってから、缶に穴を開けて、缶の目に出してください。

(4) 部落の一斉清掃に伴う土砂及び草の搬入について

町内美化清掃等により発生した土砂及び草について、指定日に赤碕金屋河川敷で受け入れます。原則、下記の日程以外は受け入れしません。

実施日の2週間前までに申込書を提出してください。

【令和2年度 赤碕金屋受け入れ予定日】 (8:00~11:00)

5月	6月	7月	8月	9月	10月
10日(日)	14日(日)	12日(日)	2日(日)	6日(日)	11日(日)
17日(日)	28日(日)	26日(日)	23日(日)	13日(日)	25日(日)
24日(日)				27日(日)	

(5) 資源ごみ回収小屋の補助について

町内のごみの分別を徹底するため、各部落で資源ごみ回収小屋又はごみ収納容器を設置される際に、設置費用の1/2、上限10万円の補助を行っています。

(6) 資源ごみ回収報奨金について

ごみ減量のため、各部落や子ども会などで回収した再生資源に対して、紙・金

属 5 円 / 1 kg、ビン 5 円 / 1 本の報奨金を交付しています。

(7) 野焼きについて

毎年野焼きによる煙や臭いの苦情、相談が多数あります。屋外での焼却行為は原則禁止されており罰則もあります。周辺の住民の方への影響をご配慮ください。

2 道路・河川愛護にご協力ください

(1) 部落周辺の町道・河川等の草刈、側溝の清掃等、部落で清掃日を定めご協力をお願いします。

(2) 地域整備室のダンプトラックの貸出しは、平成 29 年度で終了しました。

(3) 町道、県道、河川等の破損・陥没・カーブミラーの破損等ありましたら地域整備室に連絡いただきますようお願いいたします。

(4) 琴浦町土木施設愛護ボランティア制度の加入について

- ・ 部落外の町道及び道路側溝、町管理の公園等の草刈・清掃等が対象
- ・ 部落・各団体で登録
- ・ 実績報告により、上限 5 万円を支給

(5) 除雪作業にご協力ください

- ・ 10 c m 以上の積雪が見込める場合に、主要幹線道路から優先的に除雪作業を行います。
- ・ 除雪の妨げにもなりますので、路上駐車はやめてください。
- ・ 除雪車通過後、家の出入口を雪でふさいでしまう場合がありますが、各家庭で除雪をお願いします。
- ・ 除雪に関するお問い合わせや要望については、区長よりお願いします。

(6) 地域除雪活動支援補助金をご活用ください

- ・ 部落内の生活道路を除雪したときに、部落に最大で 5 万円（補助率 2 / 3）を補助します。
- ・ 燃料費、借上料、委託料、修繕費等に活用できます。

【問合せ先】 地域整備室 55—7804

3 街路灯 LED 設置費用の助成について

LED を新設する部落へ最大で 1 万円の補助（設置前に協議が必要）
集落内の街路灯については、部落での管理をお願いします。（電気代は町。道路照明灯や集落外の街路灯は町が管理）

【問合せ先】 地域整備室 55—7804

4 上水道事業について

(1) 2020（令和2）年度水道管布設替等工事について

下水道工事等に伴う水道管布設替や老朽化した水道管の布設替工事を、引き続き行いますのでご協力をお願いします。

(2) 漏水調査による一時的な断水について

漏水等を減少させるため、漏水調査を夜間に行います。一時的に断水（1～2分程度）となりますがご協力をお願いします。

(3) 消火栓の使用について（上水道区域のみ）

点検、消火訓練等で消火栓を使用される場合は、事前に届出をお願いします。

5 下水道事業について

(1) 2020（令和2）年度事業概要について（予定）

下水道の管渠等工事を東伯・赤碕とも引き続き行います。通行規制により工事を行いますのでご迷惑をおかけいたしますが、ご理解をお願いします。

区 分	東伯処理区	赤碕処理区
管渠工事区域	八橋、三保、下光好別所（ポート赤碕）	下中村、西宮、松谷
マンホールポンプ	八橋	松谷、西宮

(2) 下水道使用料について

一般家庭の下水道使用料は、住民基本台帳の人数で算定します。

実際の使用人数が異なる場合は長期不在等届出書により人数の調整をしますので、長期不在等届出書を提出ください。

なお、長期不在等届出書には不在を証明する資料を添付が必要です。資料の添付が困難な場合には、区長の署名押印により証明にかえる事ができます。その際は、お手数ですがご協力をいただきますようお願いいたします。

【農業委員会事務局】

問合せ先 電話 55-7809（農地係、農政係）

1 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員は、今年7月19日で任期満了を迎えるのに伴い、改選が行われます。

農業委員は、町が地域の農業者、農業団体等からの候補者の推薦及び公募を行い、町長が議会の同意を得て任命します。

農地利用最適化推進委員は、町内9地区（地区公民館単位）ごとに農業者等からの推薦や募集を経て、農業委員会が委嘱します。

農業委員及び推進委員の推薦・公募の手続は、同時に行います。

（1）農業委員・農地利用最適化推進委員の募集期間

3月16日（月）～4月15日（水）

（2）募集説明会

日時 2月21日（金）午後7時00分～午後8時30分

場所 役場分庁舎3階会議室

2 農業委員会総会開催日と各種申請書の提出締切日について

農業委員会総会の開催日は、原則毎月10日と定めています。

また、農業委員会総会で審議が必要な農地の売買、贈与、貸借、転用などの申請は、毎月20日（20日が閉庁日の場合は前日）が締切日です。許可申請等をされる場合は、申請書に必要書類を添えて締切日までに農業委員会事務局へ提出してください。

なお、農地の転用（農地を住宅、駐車場、資材置場、山林等、農地以外の目的に利用すること）は、農地法の許可が必要です。許可を受けないで転用した、あるいは許可を受けた通りに転用をしなかった場合は、工事の中止や原状回復をお願いすることとなります。また、罰則が適用される場合もありますので、ご注意ください。

3 農家相談日の開設について

農地の売買、貸借、農地転用、遊休農地、農業者年金をはじめ農業全般に関する相談に、農業委員と農地利用最適化推進委員が応じます。お気軽にご相談ください。

なお、農地に関する相談を希望される場合は、農地の地番が分かるものをご持参ください。

日 時 毎月第1火曜日（閉庁日の場合は翌日）

午前9時～正午（受付は午前11時30分まで）

※12月、1月、2月は第3火曜日も開設します。時間は同じです。

場 所 分庁舎2階農業委員会事務局

【教育総務課】

問合せ先 電話 52-1160（庶務係、学務係、指導係）

小中学校では「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」を基本目標とし、家庭や地域と一緒にあって、子どもたちを見守り育てる「ことうら教育」を推進します。

1 地域とともにある学校」を目指し教育活動を推進します。

地域の人々や保護者が学校運営に積極的に参画していただき、地域と一体となって、将来の担い手となる子どもたちを育む「地域とともにある学校」を目指し、教育活動を推進します。

運動会、学校公開にご参加いただくとともに、登下校の見守り、学習支援ボランティア、ふるさと学習などへのご協力をお願いします。

【社会教育課】

問合せ先 電話 52-1161 (生涯学習係、学芸文化係)
52-1115 (図書館本館)
55-7547 (図書館分館)
52-2047 (総合体育館：社会体育係)
55-2707 (農業者トレーニングセンター：社会体育係)

町民一人一人が生涯を通じて「学びあい・高めあい『幸せ』感じるまちづくり」をめざし、いつでも・どこでも・誰とでも学びあい、高めあう生涯学習を推進します。

1 公民館活動の推進

各地区公民館では、地域の実情に合わせて、地域が元気になる、地域の特色を生かした各種事業に取り組んでいます。

引き続きご協力をお願いします。

2 スポーツイベントのお知らせ

(1) 東京2020オリンピック聖火リレー

期 日 5月23日(土) 9時スタート ※予定

コース 道の駅ポート赤碕～八橋1区

開催に伴い、近隣道路等において交通規制を実施する予定です。ご不便おかけしますが、ご協力をお願いします。

また、観客エリアを沿道に設ける予定としていますので、聖火ランナーへ応援よろしくをお願いします。

聖火リレールート図



- (2) 第66回東伯郡民スポーツ・レクリエーション祭（主会場：琴浦町）
期 日 7月12日（日）、18日（土）、19日（日） ※予定

3 総合体育館トレーニングルームの利用について

町民の健康づくり・運動習慣定着のためにトレーニングルームをご利用ください。
トレーナーがやさしく指導します。

なお、トレーナーは不在の場合がありますので事前にスケジュールをご確認ください。

＜開館時間＞	月・水・木・金・土曜日	8：30～22：00
	日曜日	8：30～17：00
	火曜休館	

4 図書館の利用について

- (1) 町内の図書館を利用される時は「図書カード」が必要です。図書カードを持っておられない方は図書館（本館・分館）にて交付申請をお願いします。（即日交付）

開館時間	火曜日～木曜日・土曜日	9：30～18：00
	金曜日	（本館）9：30～19：30
		（分館）9：30～18：00
	日曜日・祝日	9：30～17：00

休館日 月曜日・毎月第4水曜日（資料整理日）・年末年始・特別整理

- (2) 本のリクエスト・予約・県立図書館など他館からも図書を取り寄せできますので、ご利用ください。

5 10秒の愛～やさしさの貯金～



「10秒の愛」とは、忙しい毎日の中で忘れがちな子どもとのふれあいについて、10秒ほどのささやかな時間でも子どもと真剣に向き合おうという「子育ての合言葉」です。また、親子や家庭だけではなく、地域・学校・職場で、優しい触れ合いや言葉かけによる人と人とのつながりの合言葉でもあります。

教育委員会では、引き続き推進に取り組みますので、地域などにおける実践にご協力をお願いします。

【人権・同和教育課】

問合せ先 電話 52-1162（人権・同和教育係、同和対策係）

「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」に基づき、誰もが安心して暮らせる人権尊重社会の実現にむけて、人権・同和教育を推進します。

1 人権擁護委員による人権相談について

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受けて、地域のみなさんの人権が尊重されるように、人権に関する相談や、人権に関心をもっていただくための啓発活動を行っています。

女性、子ども、高齢者等をめぐる人権の問題や近隣とのトラブル等、身近なことで困っている方はおられませんか。おられましたら、人権相談のご利用を勧めてください。

毎月、地区公民館で人権相談窓口を開設し、相談に応じています。

- ・ 毎月の第2・4金曜日に開設しています。詳しくは町報をご覧ください。
- ・ 難しい手続はなく、無料で相談できます。
- ・ ご相談の内容については、秘密を厳守します。
- ・ ご相談の内容が人権侵犯に当たると考えられる場合には、事案に応じて事務局の調査や救済の手続きに移行することもあります。

2 人権に関する啓発月間及び啓発週間の取組について

(1) 鳥取県部落解放月間

期 間 7月10日（金）～8月9日（日）

期間中の主な取組

- ・ 街頭啓発
- ・ 第45回人権尊重社会を実現する鳥取県研究集会の開催
期日 8月6日（木）
会場 米子市
- ・ 琴浦町差別をなくする町民のつどいの開催
期日 7月下旬 予定
会場 まなびタウンとうはく

(2) 人権週間、琴浦町部落解放週間

期 間 12月4日（金）～10日（木）

期間中の主な取組

- ・ 街頭啓発

啓発期間以外にも、各文化センターやまなびタウン等で、人権に関する講演会やイベントを開催しています。

区長におかれましては、地区の皆さんへの参加の呼びかけや、ご自身のご参加等、ご協力いただきますようお願いいたします。

【議会事務局】

問合せ先 電話 52-1710

1 議会報告会・意見交換会の開催について

琴浦町議会では、町民の皆さんのご意見を議会内での議論や政策形成につなげていくため、議会報告会・意見交換会を開催しています。

各部落や団体からの要望があれば議員が出向き、町民の皆さんのご意見を伺います。詳しくは、議会事務局までお気軽にご連絡ください。

【町社会福祉協議会】

問合せ先 電話 52-3600

1 福祉委員・愛の輪協力員の設置について

福祉委員・愛の輪協力員の任期を2年(令和2年・令和3年)でお願いしています。

2 福祉委員の活動について

- (1) 地域福祉活動の推進、地域での困りごとの相談や、災害時における安否確認や情報伝達などをお願いします。
- (2) 民生委員・愛の輪協力員・福祉関係機関等との連携や協力をお願いします。
- (3) 福祉関係者の研修として琴浦町福祉大会を開催しますので参加をお願いします。
内容は、福祉功労者表彰、講演
(行政からの補助金に頼らず、自主財源で稼ぐ『奇跡の村』。焼酎開発・販売に
取組み幼児から高齢者まで出番をつくる「むら」おこしを実践している豊重氏
の講演予定、令和2年11月29日(日)まなびタウン)
- (4) 福祉委員・愛の輪協力員研修会(年2回 7月、1月予定)

3 愛の輪協力員の活動について

福祉委員と連携して、地域で気になる方の見守りや安否確認をお願いします。

4 福祉座談会について

住民が支え合いながら暮らせる集落づくりには、何が必要なのか?住民の皆さんと意見交換をしながら一緒に考えませんか?職員が出向きます。

5 いきいきサロンについて

子供や高齢者など様々な年齢が集まり、趣味活動や交流を通じて地域づくりを応援します。

1回実施ごとに1,000円助成(上限25,000円)

実施期間 4月1日～翌年3月31日まで(年6回以上)

取りまとめ 令和2年3月

6 支え愛マップづくりについて

地域内の危険個所の確認や災害時や平常時において、見守りが必要な方、避難場所・避難経路などを地図に記入しながら住民が支え合う仕組みづくりに取り組む集落を応援します。

実施集落に対し50,000円助成、また、ステップアップ事業についても助成があ

ります。

7 広報紙の配布について

(1) 広報紙

福祉の情報をお届けする広報紙「福祉だより」を年7回（1、2、4、6、8、10、12月）発行します。

発行前月末にお届けしますので、各戸に配布していただきますようお願いいたします。

(2) ホームページ

ホームページに地域福祉活動、福祉サービス、ボランティア活動などを掲載しています。また、各種申請書がダウンロードして使用できます。

8 社会福祉協議会の会費について

地域福祉の推進を目的とする事業の財源となる会費のとりまとめについてご協力をお願いいたします。

一般会費は6月に一世帯当たり1,000円のご協力をお願いします。

9 赤い羽根共同募金について

赤い羽根共同募金は、10月1日から始まります。

共同募金は、学校、福祉団体、ボランティア団体、社協等が地域で取組む福祉活動に助成します。

戸別募金の一世帯当りは700円を目安にご協力をお願いします。

また、町内各店舗前で小中学校の児童・生徒、ガールスカウト等に協力をいただき街頭募金を行います。

10 歳末たすけあい募金について

歳末たすけあい運動は、12月1日から始まりますが、10月の一般募金と一緒に募金のお願いをさせていただきます。

歳末募金は、集落の除雪機購入（要件あり）、小中学校入学祝などに助成します。

戸別募金は一世帯当たり300円を目安にご協力をお願いします。

また、町内外の事業所には12月に共同募金運営委員、社協役職員がお願いに伺います。

11 ボランティア活動について

ボランティアは、地域内のごみ出しやちょっとした困りごとの手助けや施設などでの話し相手、お茶の接待など、また趣味を活かした踊り、歌の活動に取り組んでおられます。

なお、社協はボランティアへの、相談・登録・調整・研修を行っています。

（ボランティアに興味のある方は、社協までご連絡ください）

災害の際には被災地への災害ボランティアの募集も行います。

12 その他

(1) フードサポート事業

一時的に食べるものがない、買えない状況になった方に、事前に登録をいただいた町民・企業の方々から食品の提供をいただき、支援を行っています。

(2) えんくるり事業

一時的な困りごとに対して、経済的援助として、現物給付（ガソリン代、水光熱費など）の支給を行います。



人と町がつながる
コトウライフ
KOTOURA LIFE

琴浦町では、人口減対策への取り組みを町内外に広めるためのロゴを作成しました。琴浦町の特産である牛とまねきねこをかけ合わせ、琴浦に来てほしい、住んでほしいという思いをこめました。「コトウライフ」とは“コトウラ”と“ライフ（暮らし）”を合わせたオリジナルの言葉です。